

管内情勢

本圏域は、宮城県の最南部に位置し、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町の2市7町で構成されており、東部は亶理郡、岩沼市、名取市に、西部は蔵王連峰によって山形県に、南部は阿武隈山地によって福島県に、北部は仙台市にそれぞれ接している。

河川は、東部を流れる阿武隈川と蔵王連峰から流れる白石川が平野部の農耕地をうるおし、北部には仙台市の上水道の源となる釜房湖を持つ碁石川が流れている。

地勢は、圏域西部一帯の標高が高く、奥羽山脈蔵王連峰の熊野岳(標高1,841m)が主峰であり、東に向かってなだらかな丘陵地帯が広がっている。一方、東部及び南部は阿武隈山地に囲まれ、それぞれの丘陵地帯をぬって流れる阿武隈川及び白石川の流域には盆地が形成されてい

宮城県仙南地域広域行政事務組合消防本部 予防課 武田充弘

決意と勇氣 救助隊・警防隊 としての挑戦



白石川堤防沿いの一目千本桜

る。大河原町から柴田町にかけての白石川堤の「一目千本桜」はさくら名所100選の地にも選ばれ、春には、全国から大勢の観光客が訪れる。また、蔵王連峰の中央部、最も標高が高いエリアには火口湖で有名な「御釜」があり、季節を問わず観光スポットとなっている。

消防本部の組織

当組合消防本部は、白石市、蔵王町、セケ宿町、角田市、丸森町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町の2市7町で構成し、人口約18万人を管轄する、1本部・4署・5出張所の職員233名で組織され、2交替制を敷いている。

予防業務体制

当本部の予防体制は、消防本部に予防課があり、次長兼予防課長のほか、課長補佐と主査の2名体制で予防行政全般及び外郭団体との連携を図っている。

各消防署の予防体制は、各消防署、出張所において隔日勤務の予防係が、警防、救助、救急等の業務をすべて兼務しながら、消防用設備規制や消防同意、危険物規制、火薬類取締法規制、液化石油ガス関係、各種届出処理、特別査察の実施、婦人防火クラブや危険物安全協会等の事務処理を毎日2、3人で行っている。

その他、災害出動はもちろんのこと、指揮隊運用訓練、救助技術指導会、毎月の救助隊合同訓練、救急訓練（PA連携）、火災対応訓練等の業務を行っている。

消防署の最低確保人員は、6人から8人、出張所は3人から5人となっている状況である。

管轄面積が非常に広く、9つの署所に戦力が分散しており、署所に日勤者は配置していない。

予防査察は当番隊では最低確保人員を満たせないため、非番で救助隊、警防隊、救命士、総務係を問わず集めて実施している。

管内施設数

平成30年3月31日現在、防火対象物数は5,612、危険物施設数は882となっている。

東日本大震災を経て

東日本大震災は、これまで経験したことの無い強震と津波をもたらし、多くの尊い命を奪い、また、ライフラインや交通、通信手段の途絶、市町村の行政機能や防災機能の崩壊など、想像を絶する壊滅的な被害を発生させた。内陸部に位置する当圏域においても、発災当時は、住宅倒壊、道路亀裂やライフラインの寸断等、被害が甚大であった。

このような状況の中で、緊急消防援助隊の方々には、発災直後からいち早く被災地に入り、人命の救助や行方不明者の捜索、遺体の収容、負傷者の救急搬送、道路啓閉、被災者の生活支援などの困難な作業に、たくさんのご支援と善意をいただいた。この全国からの「消防魂」と日本人の根底にある「思いやり」「助け合いの心」は生涯忘れることはない。

精神の転機

震災を経験し、「人は災害に無力」であることを痛感した。だからこそ「災害の被害を減らす努力をしなければならない」そう改めて思い知らされた。

「予防において自分に何ができるのか…」

違反処理への扉

全国的な流れとして違反処理の気運が高まってきた平成28年、当本部ではいまだ違反処理の実績はなく、新たな分野への扉を開くことに足踏みしている状態であった。

そんな中、年の瀬の12月、当消防本部の予防実務研修会に仙台市消防局の平井克典氏を招いて、違反処理の講義をしていただいた。そこから当消防本部の違反処理は動き出したのである。

また、翌年の7月には、宮城県消防長会の研修会で、岐阜市消防本部の藤井浩平氏の講義を拝聴した際、「予防の世界にこんなにも情熱を抱いている人がいたのか！」と衝撃を受けた。ネガティブ思考であった違反処理の考え方が180度変わり、「人命救助」の最前線であることを感じたのである。

⊘ 違反是正



仙南消防の抱える課題を整理



消防法第5条の3物件除去命令シミュレーション訓練

さらに、平成28年までは、管内人口20万人以上しか受講できなかった総務省消防庁主催の違反是正実務研修区分Aの人口縛りが撤廃され、札幌市消防局において研修を受講できたことが一歩を踏み出す「勇気」を得る大きなきっかけとなった。

札幌市消防局では、実務研修に入る前、査察規制課査察係長の越智一久氏にこう言われた。

「総務省消防庁はこの事業に、つまりこの研修を受講している人たちに国の税金をただ投資しているわけではない。『頑張っている』とかのプロセスは必要ない。重大違反をゼロにする『結果』を残すことが使命である。結果がすべて。違反対象物を利用する地域住民が求めているものはそこにある」と。

また、札幌市の違反是正への教訓は平成20年4月28日に始まると聞いた。「札幌市特殊浴場火災」、3名の尊い命が奪われた。

札幌市消防局は、重大違反を長期間是正できず、命を救うことができなかった。火災現場検証の際、「亡くなった3名は最期の瞬間何を想ただろう。どんなに苦しただろう。どんなに悔しただろう」「この防火戸の違反がなければ、きちんと閉鎖されていれば、この結果を回避できたのかもしれない」と思ったそうである。と同時に、「消防法令違反ではもう絶対に誰も

死なせない」と誓ったと、当時の係員全員がそういう気持ちだったという。そのマインドこそが、特別機動査察隊の発足に始まり、「違反是正は人命救助」という考え方の根底にあることを知り、当消防本部にも、その「機動魂」を伝えてくれた。

また、実技においても、消防法第17条の4の命令に係る実況見分に同行したり、消防法第5条の3の吏員命令シミュレーション訓練を経験させていただいた。

札幌市消防局の方々には、業務多忙の中、田舎の小さな消防本部からのこのこやってきた田舎侍に対して、バカにすることもなく、親切丁寧に指導していただいた。その熱意に感動し、絶対結果を残すと心に決めた。

未開拓への挑戦

全国の違反是正支援アドバイザーや総務省消防庁による実務研修を受講し、その『結果』への挑戦が始まった。

○違反処理を行うにあたっての課題等の整理
「違反処理の経験がないため、進め方がわからない」

はじめの一歩は誰だって不安である。最初から完璧にやろうとしない。やれるわけがない。

みんな違反処理の講習会に積極的に参加しているのだから、とりあえずやってみよう。やってみなきゃその先の壁は見えない。

「自分にやらせてください」

困ったとき、悩んだときは、違反是正支援アドバイザーや総務省消防庁事業の弁護士にアドバイスをもらえばいい。

「他の事務処理が忙しくて違反処理まで手が回らない」

本当に？まったく時間がない？

ひとりで全部やろうとせず、みんなで分担しよう。まずは1件。いろんな事業所に手をつけるのではなく、まずは1件は正させよう。

「実況見分、質問録取に対する抵抗感」

事前に何を着眼点とするのか消防本部内で認識を統一しておく。

慣れるまでは簡単なチェックリストを作成し、チェックしながら進めていく。

見たまま、聞いたままを記録しよう。記録するだけだから難しくない。質問録取のシミュレーションをしておく。

「隔日勤務隊での違反処理に消極的」

仙南には隔日勤務者しかいないから、隔日勤務隊でやるしかない。

事前の勤務日に戦略を立てておける。

隔日勤務には、毎日勤務にはない夜の時間を利用してシミュレーションやミーティング、事務処理を進められるメリットがある。

係内で情報を共有しておけば、担当者が1人だけということではなく、週休等で担当者が不在となることはない。

「関係者とトラブルにならないか」

査察員が、ただ紙一枚の上辺だけで指導したら相手も抵抗するし、高圧的にもなるだろう。

関係者と本気でぶつかる。人対人、誠実さで勝負しよう。

「金銭的理由での違反に対する負い目」

お金がなくて困っているのは十分わかる。

だが、経営が苦しい中でも、しっかり設置して、笑って営業している事業所もたくさん知っている。公平性の問題である。

設置している事業所に視点を合わせる！

ホテルニュージャパン火災控訴審判決では、「経営が圧迫され、経営の継続ができなくなるという場合があるとすれば、消防用設備に不備があることを知らない利用客が保護されるためにも、ホテルの経営者は、少なくとも基本的な設備について工事資金の調達ができない以上は経営を断念すべきであり、又は資金の調達ができて設備工事が終了するまでは営業を休止すべき」とされている。

「消極性の排除」

「救助隊なのに、救助方法がわからないから救助ができない」「救急救命士なのに、手技が不安だから特定行為ができない」なんて通用しない。

その当時、救助隊副隊長であったが、「救助隊が、政令指定都市だから救助ができるんだ」「救急救命士が、大都市だから救命できるんだ」なんて、そんな言い訳はしない。

指令課魂!!「マウスの先に命あり！」

119番通報を受け、速やかに出動させる指令課なりの「人命救助」がある。1分1秒を無駄にしない。命を守るのは現場だけではない。

救助なら救助、救急なら救急、指令なら指令、それぞれの「人命救助」がそこにある！

なぜ予防だけが、逃げ道をつくるのか。

地域住民からしてみれば政令指定都市も中小規模も関係ない。「制服」をまとう以上、信頼は皆同じ。

「仙南地域の安全」を守れるのは自分たちしかいない！



指令課魂！

違反是正

実践

○違反対象物概要

用途	物品販売店舗 (消防法施行令別表第一(4)項)
構造・規模	鉄骨造・平屋建て
延べ面積	1,313.11㎡
違反条項	消防法第17条第1項違反 (屋内消火栓設備未設置)

当該対象物は、平成3年に新築され、鉄骨造・延べ面積792.18㎡であった。新築当初は、消防法施行令第11条第2項の規定を適用し、屋内消火栓設備の設置義務が生じていなかった。

平成10年8月に定期的立入検査を実施したところ、無許可で増築されており、延べ面積を算定したところ、1,313.11㎡となっていた。さらには、増築した下屋部分の屋根材が可燃性のテント地で施工されていたため、消防法施行令第11条第2項の規定の適用外となり、屋内消火栓設備の設置が必要となったものである。

○指導経過

平成10年8月の立入検査結果通知書により屋内消火栓設備を設置するよう指導。その後、平成10年から合計15回立入検査結果通知書を交付していた。

「とりあえず通知書を出しておこう」という「本気度」の全く感じられない、紙切れ一枚の薄っぺらい指導だったのである。

この上辺だけの指導で、事業所が高額な「屋内消火栓設備」を設置するかと言ったら、言うまでもないだろう。

○違反処理の内容

・警告書交付

平成29年2月に実況見分と質問録取を含む違反調査を実施。

違反調査の結果、警告書を交付し、平成29年6月30日を履行期限とした。

・警告書の受領拒否

警告書交付の際、履行期限を示したところ、

それまでは是正に協力的であったが、「こんなに早く是正できるわけがない」と受領を拒否された。結局受領書は提出してもらえなかったが、それを記録し、署長決裁を受け、公文書として残した。

・継続指導

受領拒否等あったものの、その後所有者に対し、「命の危険性」「消防用設備の必要性」を説明し、理解を得た。

警告書交付後、是正状況の報告を要求した結果、平成29年6月6日に是正改修計画及び図面、平成29年6月21日に工事施工見積書の提出があった。

警告の履行期限が超過した平成29年7月に再度違反調査を実施。

平成29年6月の改修計画及び工事見積書の提出により、違反是正に向かって改修が進行していると見込まれることから、上位措置への移行を一定期間留保した(後にこの命令留保は、ただ履行期限を延長したに過ぎず、不要であったと総括した)。

平成29年9月に建築基準法第12条第5項に基づく報告書の写しが提出され、その書類には改善計画書が添付されており、建築基準法関係もあわせて、すべての改修完了予定が平成30年1月と記載されていた。

・命令書交付

平成29年10月末日に違反調査を実施したが、違反の是正に至っていないことから、当該違反者に対し命令を行い違反の是正を図るのが適当であると判断し、平成29年11月に消防法第17条の4第1項の規定により命令した。命令の履行期限を平成30年2月28日とした。

命令後は、2週間に1度のペースで関係者に電話連絡及び出向し、進捗状況を確認した。

・是正結果

設備設置命令の履行期限が平成30年2月末日であったが、平成30年2月8日に切り離し工事が完了し、設置義務が消滅、是正完了となった。

設備設置命令後の係員総括

名宛人→登記で確定している。



面積→屋内消火栓設備の設置基準面積をはるかに超えている。

用途→店舗として現に営業している。

これらと「未設置の事実」を実況見分と質問録取で記録するだけ。

聞き忘れ、撮り忘れ、何のその！

また2回、3回と出向けばいい。

意外と簡単じゃないか。

ポイントを絞る(用途、面積)。

違反処理を難しくしない。

優先順位を決め、ターゲットを絞る。

これで隔日勤務隊でも十分やれる。

質問調査も実況見分も必須ではないけれど、
どんどん練習しよう。

違反処理に携わった係員は、平成10年から19年間は正されなかった消防法令違反を是正させ、利用者の安全を確保した達成感を感じていた。
「百聞は一見に如かず、百考は一行に如かず」

100回考えることよりも、1回の行動、1回の経験に勝るものはない。そう強く感じた瞬間だった。

平成29年からの違反処理実績

平成29年から動き出した仙南消防の違反処理であるが、今は属人的ではなく、組織的に各署所で推進されている。

消防法第8条第1項	警告	1件
消防法第17条第1項	警告	9件
消防法第17条の4	命令	3件
消防法第5条の3	命令	1件
消防法第8条の2の4	警告	2件

違反処理がすべてではないのはもちろんわかる。通知書で是正されるのが一番いい。

ただ、職員が「本気」になって指導した結果なのである。

よりいいだけ

専属の予防担当者がいればよりいい。

日勤者がいればよりいい。

組織体制の改革もできればよりいい。

でもそれは絶対ではない。

どんな体制でもできる。

❌ 違反是正

組織改革、体制改革を待っていたら、その間に失う命が必ずある。

体制改革なんてできていない。それでも、「やる気」さえあれば必ずできる。

「小規模消防だからできない」という言い訳をしたくなかった。

更なる飛躍

仙南消防の違反処理の強みは、体制が整備されていない多忙業務の中でも、各署所で是正に向けた違反処理が行われており、組織として各職員の意識が高いというところにある。

予防検定資格者は、組織全体の3割を超えているほど、意識は高い。

また、違反処理の副次的な効果により、予防担当者の「危険性を見る目」も格段に向上している。

100%違反を確定させる上で、「根拠法令の徹底追求」を実践し、「第三者」に説明して納得してもらえる「法的な論理(ロジック)」を構成させることを浸透させている。

また、その法令の「立法趣旨(何を言わんとしているのか)」をよく理解し、さらに「目的(何をさせたいのか)」を明確にして、理不尽な指導をしないよう、過度な負担にならないよう、行政の透明化に尽力している。

非専門性

「政令指定都市の専門性が羨ましい」「いろん

な分野に携わらなければならないことは、広く浅くなりクオリティーが下がる」と思っていた時代があった。非専門的な部分が、組織のウィークネスだと正直思っていた。

でも違った。

いろんな分野に携わっているからこそ、いろんな視点から「危険性」を予見できる。

考え方の違いだった。

救助隊や救急隊を兼務しているからこそ思うところがある。救助も警防も救急も、そして予防もすべてが表裏一体。すべては消防組織法の消防としての任務なのだ。

心のフォロー

消防の仕事は、地域住民から「ありがとう」と感謝されることが多い。これまでも地域住民や事業所に防火、防災を呼びかけ、寄り添いながら予防行政を推進してきた。

その一方で、違反是正の現場において「ありがとう」と言われるのは稀である。

それに加えて、上司からの叱責を受けた日には、仕事にやりがいを見出すことは困難であり、むしろ仕事が苦痛になってしまう。

そうなれば、違反処理が組織に根付くことはなくなるだろう。

もし、違反処理に携わった職員がいたら、葛藤のなか重圧と闘った担当者の一歩踏み出した「勇氣」を称えてほしい。

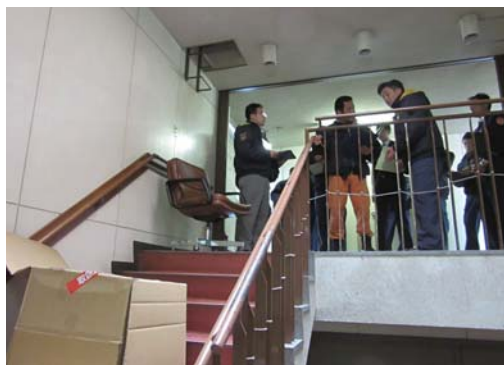
「消防」という仕事を選んだからには、大なり小なり必ず命を助けることに誇りを持っている。その思いを絶やさないでほしい。

新たな挑戦

違反是正の講義は、これまで消防職員向けに実施してきたが、外郭団体である防火管理者協議会の研修会においても、違反是正の取り組みを講義した。

やはり火災を未然に防ぐこと、被害を最小限にすることこそが、「国民の命を守る」最大の行政サービスなのだといつも思う。

今現在は、違反を是正させる取り組みに力を



庁舎を使用しての消防法第5条の3物件除去命令シミュレーション訓練

入れているが、事業所の関係者が消防法令違反であることを認識していないことがほとんどである。

今後は、そういった無認識の消防法令違反について積極的に指導し、違反処理事例を踏まえながら、消防法令の「違反」を未然に防ぐ、「違反」していることに早期に気づいてもらう指導も強化していく。

人「財」育成

「学び」には先輩も後輩も、上司も部下も関係ない。先輩から教わることもあれば、部下から教わることもある。職員間で「共に学ぶ」ことで組織の底上げを目指している。

要はいかに「気づき」があるか。

「無知の知」に気づけるか。己をしっかりアナライズできる人間こそが、より多くのことを吸収し、成長していくのだと思う。

「階級の垣根を越えて、意志や意見が飛び交い、反映される気風」。階級関係なく、議論し、激論し、オブジェクションを唱える。

目標はまさにそこにある。

組織は「人」が育たなければ発展、成長はない。人を「育てる」のではなく、人が「育つ」職場を。「人」こそ組織の「財産」である。

若き後輩たちが「仙南消防」の職員であることに誇りを持てるような組織をつくりたい。

「違反処理」はそのきっかけなのである。

約束と願い

「札幌市特殊浴場火災や新宿区歌舞伎町ビル火災を繰り返さない！」「火災による死者を出さない！」「それは戦争を繰り返さないのと一緒。

それでも過去の火災事例は知られていないことが多い。

消防職員でさえ知らないこともある。

火災事例こそ「教訓」。

その「教訓」を現代に伝えていくことも、消防責任を負うものとしての使命である。

それが犠牲者との約束、被害者の願い。

過去の歴史から学んだ「教訓」を無駄にしない。



防火管理者に対する違反是正研修

地域住民は消防を信じている。

消防法令違反のない安全な街にするのが我々の任務。違反是正という住民との最低限の約束を果たす。

勇気

全国的に違反処理は動き出してるものの、県内外の研修会に行くと、まだまだ足踏みしている消防本部が約7割である。

きっと様々な障害があるのだろう。

しがらみがあるのだろう。

組織は変化を嫌う。

「今までどおりでいいべや。」

きっと叩かれることもあるだろう。

最初の「一歩」は誰だって怖い不安だ。

それすらも信念と熱意で打破してほしい。1回であきらめず、貫いてほしい。

たとえ1人で叶わなくとも、第2、第3の後輩たちがついてくる。

熱意が伝われば、きっと上司は理解してくれる。誰かがやらなければ、組織は動かない。

どんなに環境や体制が整っていても、起爆剤がなければ始まらない。

いくら頭で考えていても、行動に移せなきゃ意味はない。

研修会や講演会で、どんなに感銘、刺激を受けても、「行動」がなければなかったと同じ。

結果がすべて。

違反処理に必要なもの。それは「本気」と「信念」だけだった。為せば成る。